

## 主任介護支援専門員研修におけるレポート代替措置の取扱いについて

### 1 令和5年度主任介護支援専門員研修におけるレポート代替措置を適用する場合について

主任介護支援専門員研修において、以下に該当したとき、レポート代替措置を適用します。

新型コロナウイルス感染症の影響から研修の中止・延期等が生じ、研修受講回数が要件に満たず、市が多摩市主任介護支援専門員研修受講者推薦基準の別表に定めるやむを得ない理由として認めるとき。

### 2 レポート提出の必要件数について

上記「1 令和5年度主任介護支援専門員研修におけるレポート代替措置を適用する場合について」に該当したとき、提出が必要なレポートの件数は、令和2年度において4回に満たない研修受講の回数分とします。

なお、令和3年度及び令和4年度はそれぞれ4回以上の研修受講が必要です。

《回数要件の取扱い》

令和2年度	①	②	③	④
令和3年度	①	②	③	④
令和4年度	①	②	③	④

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により1年度を通して、勉強会・研修に中止・延期等が生じたことから、4回に満たない研修回数分、レポート代替を認めます。

それぞれ令和3年度及び令和4年度は、4回以上の研修を受講している必要があります。

※青色マーカー：レポート代替可能。

黄色マーカー：研修受講必須。

### 3 レポート課題内容について

以下のレポート課題 a)から e)のうちいずれかを選択し提出してください。

b)から e)までのレポート課題は、同一テーマで複数のレポートを提出することはできません。

a) 自由課題レポート形式

今後、主任介護支援専門員として、あなたが知っておくべきだと考えるテーマを題材とした書籍を読み（事業所で実施をした勉強会の内容でも可）、まとめてください。

b) 主任介護支援専門員はスーパーバイザー（指導する者）として、周りの介護支援専門員への助言や指導、介護サービス計画書（ケアプラン）作成に対するアドバイスなどを行う役割を担いますが、具体的に主任介護支援専門員としてあなたが行うべきと考えるものをまとめてください。

c) 介護サービスを利用する利用者の多くは、体や精神機能の低下により、支援を必要とすることが多いですが、その際、利用者の為にとという考えから、立場的に介護者と利用者との間で弱者と強者の関係になりやすく、利用者への権利侵害が起こってしまう可能性があります。

そのような状況をふまえた上で、権利擁護における介護支援専門員の役割を調べて述べるとともに、自身の事例に結び付けてまとめてください。

d) 介護サービスを行う上で、利用者の自己決定支援やその人らしさを考えた支援を行うことをエンパワメントと言いますが、あなたが、そのような支援を行うにあたり大切だと考えることと主任介護支援専門員として行うべきことについて考え、まとめてください。

e) 多摩市の要介護者や介護保険の利用状況について調べて述べ、現状の多摩市の介護保険を取り巻く状況を考察し、意見をまとめてください。

《文字数》

全て 600 字以上とする。

《提出方法》

多摩市の指定するレポート用紙を使用し提出してください。